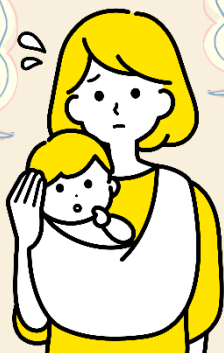


尼崎市産前産後ヘルパー派遣事業のご案内

産前産後のご家庭の 家事・育児をお手伝いします

上の子の世話まで
手がまわらない



育児と家事の両立
ちゃんどできるかな

健診や買い物に
子連れで行くのが大変



日中、家族などから家事や育児の支援を受けることが難しいご家庭に、尼崎市と契約した事業所からヘルパーを派遣し、日常的な家事や育児のお手伝いをを行います。

定期的な利用はもちろん、スポット(単発)利用もできますので、ご家庭の状況にあわせて柔軟に利用することができます。気軽にヘルパーにお手伝いをお願いしてみませんか？

対象者

1. 妊娠中または生後1年未満の赤ちゃんがいる方
2. 日中、家族等から家事や育児の支援が受けられず、不安や負担を抱えている方

支援内容

<家事支援> ・食事の準備 ・衣類の洗濯/補修 ・居室の簡単な掃除/整理整頓
・生活必需品の買い物 など

<育児支援> ・授乳支援 ・おむつ交換 ・沐浴介助 ・兄弟児の世話 ・保育園等の送迎
・外出の付き添い など

* 詳細は裏面の「ヘルパーの支援内容～ヘルパーができること・できないこと～」をご確認ください

利用時間

1日2時間(産前産後合わせて40時間まで利用可)

* 多胎児の場合は産前産後合わせて乳児一人あたり40時間まで利用可

* 外出の付き添いを含む支援については1日4時間まで利用可

可
定期利用
単発利用

利用料

800円/時間

市民税非課税世帯
生活保護世帯

400円/時間
0円/時間

事業の詳細や申請は

尼崎市ホームページへ▶▶▶▶



尼崎市保健所 健康増進課(母子保健担当)

TEL:06-4869-3033

〒660-0052

尼崎市七松町1-3-1-502 フェスタ立花南館5階

利用の流れ

1

2

3

4



尼崎市ホームページから
オンライン申請 または
窓口か郵送で申請書を提出
＊ご利用希望日の1～2
週間前までに申請をお願い
します

後日、市の担当者から連絡
があります。
体調や家族状況、希望する
サービス内容や事業所など
を確認し、具体的な支援内
容や事業所を相談しながら
決めます。

市から事業所に依頼を
します。
ご自宅に利用承認通知
書を送ります。
事業所から連絡の上、
訪問日時のお約束をし
ます。

サービス利用開始
利用料は直接ヘルパー
または事業所にお支払
いください。

ヘルパーの支援内容～できること・できないこと～

＜家事支援＞ ● 原則として、室内で日常的に行う家事が対象です。大掃除や清掃業者に依頼するような清掃、非日常的な家事は支援の対象外となります。

家事支援	○できる	×できない	備考
①食事の準備・後片付け	・調理(当日食べきる分。一般的な家庭料理の下ごしらえ、味付け) ・盛り付け、配膳・片付け ・皿洗い	・離乳食の調理(大人の調理分からの取り分けは可) ・アレルギー除去食の対応 ・数日分の作り置き など	概ね1～2時間で終了する範囲内 同居家族分も支援の対象
②衣類の洗濯・補修	・布おむつの洗濯 ・洗濯機を回す ・洗濯物を干す、取り込む、たたむ ・簡単な裁縫(ボタン付け等の補修) など	・特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーターの手洗い等) ・アイロンかけ ・小物などの作成のための裁縫	
③居室等の掃除・整理整頓	・リビング、居間、寝室、台所等の簡易な掃除(掃除機、軽易な拭き取り) ・ごみ捨て ・トイレ、風呂、洗面所の簡易な掃除 など	・ガスコンロ、換気扇、冷蔵庫等の掃除 ・エアコンや空気清浄機等の家電の掃除 ・年末等の大掃除 ・庭掃除 など	簡易な汚れ、ほこりの拭き取り、掃除機かけなどの掃除に限ります
④生活必需品の買物	・近隣のスーパー、コンビニ等で購入可能な 食材、日用品の買物	・重量のあるもの(飲料水等の箱買い) ・家具、電気器具、薬の購入 ・日常生活必需品以外の買物	・生活圏内に限ります ・徒歩、公共交通機関、タクシーでの移動となります(自転車の移動や私用車への同乗はできません) ・ヘルパーの移動や買い物に要した費用は利用者負担 ・ヘルパーによる立替払いはできません
⑤その他	・布団干し ・シーツ交換	・銀行への振込み、引き出し等 ・処方箋の代理受取 など	

＜育児支援＞

家事支援	○できる	×できない	備考
⑥授乳支援	・湯沸かし、ポット等への移し替え ・粉ミルクの調合 ・哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後の片付け	・赤ちゃんにミルクや離乳食を与える	
⑦おむつ交換	・おむつ交換、後始末	・おむつかぶれ等の軟膏塗布	
⑧沐浴介助	・ベビーバスの用意、片付け ・赤ちゃんの受け取り、拭き取り、着替え等の沐浴介助	・赤ちゃんの沐浴を行う ・湿疹等の軟膏塗布	
⑨兄弟児の世話	・兄弟児の遊び相手(居宅内に限る) ・おやつ世話 ・トイレの介助、おむつ交換、着替え介助		・徒歩・公共交通機関・タクシーでの移動となります(自転車の移動や私用車への同乗はできません) ・ヘルパーの移動に要した費用は利用者負担となります(立替払いはできません)
⑩保育園等の送迎	・保育園等への送迎(保護者から施設へ事前に了解を得ていること)	・各種行事、習い事への送迎	
⑪その他	・保護者同伴での散歩、通院、乳幼児健診、予防接種等への付き添い	・保護者の同伴なしの外出 ・冠婚葬祭等の付き添い ・感染性の病気を疑う症状がある場合の通院の付き添いはできません	